

	質問	回答
203	細川学区では、北斗病院や団地のある区域が第二種高度地区に指定されているが、おそらく18mの建物が無い地区に対して、第一種ではなく第二種の制限とした理由は。2階建ての住宅が広がる地域で25m制限というのが気になる。(細川)	素案では個々の地区ではなく市全体を見て判断している。しかし、建物の状況や住民の意見等を参考に、高さ制限を下げる可能性もある。
204	条例ではなく国の法律か。(細川)	都市計画法に基づく決定である。
205	岩津の市営住宅の高さは。(細川)	6～7階建て、約25m。公共施設にも高さ制限はかかってくるので、それらにも影響がないように25mという設定をしている。
206	岡崎豊田線から矢作川寄りには区域外か。(細川)	調整区域のため区域外。
207	調整区域の既存宅地跡であればマンションが建つのか。(細川)	工場跡地などの広大な敷地であれば可能性はあるが、なかなか難しいと思われる。